

(介護老人福祉施設)  
特別養護老人ホームクォーターヴィレッジ

【重要事項説明書】 (令和6年8月1日現在)

社会福祉法人 草加松原会 特別養護老人ホーム クォーターヴィレッジでは、入居者に対して、介護老人福祉施設サービスを提供します。

施設の概要や提供するサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

1 事業者の概要

- (1) 法人名 社会福祉法人 草加松原会
- (2) 法人所在地 埼玉県草加市柿木町 1084 番
- (3) 電話番号 048-930-0707
- (4) 代表者氏名 理事長 古海 薫
- (5) 設立年月日 平成 15 年 10 月 30 日

2 特別養護老人ホームクォーターヴィレッジの概要

- (1) 提供できるサービスの種類 介護老人福祉施設サービス
- (2) 事業所の名称および所在地

施設名称	特別養護老人ホーム クォーターヴィレッジ
所在地	埼玉県草加市柿木町 1084 番
電話番号	048-930-0707
埼玉県指定番号	第 1171800962 号

(3) 施設の職員体制

	職員数	業務内容
管理者(施設長)	1 人	従業者の管理
医師	1 人 (非常勤)	診療、健康管理等
生活相談員	1 人以上	生活上の相談援助等
看護職員	3 人以上	看護業務
介護職員	27 人以上	介護業務
管理栄養士	1 人以上	栄養管理等
機能訓練指導員	1 人以上	機能訓練等

調理員	1人以上	食事の調理、配膳
事務職員	1人以上	一般事務、介護報酬請求等
介護支援専門員	1人以上	ケアプランの作成等

(4) 施設の設備の概要

定員	80名	共同生活室 (リビングルーム)	8室
部屋	個室80室	医務室	1室
浴室	一般大浴室1室、特別浴室2室、家庭用浴室5室		

(5) 第三者評価の実施状況

昨年度に係る第三者評価は実施していません。

3 提供サービスの種類・内容

(1) 居室

居室は、すべて個室です。広さは、洗面・トイレを含みおよそ 16㎡（10畳程度）です。自宅で使用されていた家具類を持ち込むことができ、また、家族の方が泊まることもできます。

入居していただく居室は、入居者の心身状態等により、別途ご相談のうえ決定します。なお、入居後において、入居者の心身状態等の変化により居室を変更していただく場合があります。

(2) 食事

朝食 7:30～8:30

昼食 12:00～13:00

夕食 18:00～19:00

その他、おやつ、湯茶等のサービスがあります。

(3) 入浴

週に最低2回入浴していただくことができます。入居者の身体状態等に応じて、特別浴又は清拭等になる場合があります。

(4) 介護

施設サービス計画に沿って、次のような介護サービスを提供します。

入浴、排せつ、食事、体位交換、移動、着替え、整容、その他

(5) 健康管理

嘱託医（内科）による診療を月4回行います。また、精神科医師による療養指導を

月 2 回行います。また、健康診断を年 1 回、入居者の誕生日を目安に実施します。

(6) 機能訓練

入居者の心身状態に応じた個別の機能訓練を実施します。

(7) レクリエーション

季節ごとの行事やクラブ活動などを実施します。

(8) 生活相談

生活相談員が、介護以外の日常生活に関することなどの相談を受け、必要な支援を行います。

(9) 行政手続代行

市町村（保険者）に対する申請等の手続きを代行します。希望される場合は、職員にお申し出ください。手続きに要する実費は、入居者負担になります。

(10) 預り金等管理

預貯金通帳、印鑑及び年金証書等の保管、預貯金の預入・引出等を行います。希望される場合は、別途「預り金等管理事務委託契約」を締結していただきます。

(11) 小遣い管理

小遣いの保管及び出し入れ等を行います。希望される場合は、別途「小遣い管理依頼書」を提出していただきます。

(12) その他のサービス

① 通院サービス

治療上必要な場合等には、通院サービスを行います。

② 理美容サービス

理美容サービスを実施します。費用は入居者負担になります。

③ その他のサービス

介護保険の対象とならないサービス等については、その都度相談のうえ提供させていただきます。

4 利用料金（別紙料金表をご参照ください）

(1) 基本料金

介護保険給付対象の要介護 1 から要介護 5 の方への 1 日の利用に要する基本サービス費を言います。

(2) 加算料金

サービス提供における施設の体制や人員配置等により届け出た場合に算定されます。

【加算の説明】

・ 日常生活継続支援加算

要介護 4 又は 5、及び日常生活自立度ランクⅢ、Ⅳ又は M に該当する入居者が多く占める施設において、介護福祉士資格を有する職員を手厚く配置している場合において算定します。

・ 看護体制加算（Ⅰ）

常勤の看護師を 1 名以上配置している場合に算定します。

・ 看護体制加算（Ⅱ）

配置すべき看護職員の数を 1 以上上回り 24 時間の連絡体制を確保している場合に算定します。

・ 夜勤職員配置加算（Ⅱ）ロ

夜勤を行う介護職員が最低基準を 1 以上上回っている場合に算定します。

・ 個別機能訓練加算（Ⅰ）

専ら機能訓練の職務に従事する有資格者を配置し、個別・計画的に機能訓練を行っている場合に加算されます。

・ 個別機能訓練加算（Ⅱ）

個別機能訓練加算（Ⅰ）を算定している場合であって、訓練実施の情報を厚生労働省に提出するとともに、その情報を活用した場合に加算されます。

・ 褥瘡マネジメント加算

褥瘡の発生と関連のあるリスクについて評価し、その情報を厚生労働省に提出するとともに、褥瘡管理の実施にあたりその情報を活用した場合に加算されます。

・ 排せつ支援加算

要介護状態の軽減の見込について評価し、その評価結果の情報を厚生労働省に提出するとともに、排せつ支援の実施にあたりその情報を活用した場合に加算されません。

・ 科学的介護推進体制加算

入居者ごとの様々な介護データを厚生労働省の「科学的介護情報システム」に提出し、提供するサービスの質を常に向上させるためにそのデータを活用している場合に加算されます。

・ 精神科医療養指導加算

認知症である入所者が 3 分の 1 以上を占める施設において、精神科医の定期的な療養指導が行われる場合に算定されます。

・ 外泊時費用

入居者が、病院等に入院した場合、及び居宅における外泊をした場合に、1 月につき 6 日間を限度に、基本料金に変えて加算されます。

・ 初期加算

入居日から起算して 30 日に限り加算されます。また、30 日を超える入院の後に再入居した場合も同様に加算されます。

・療養食加算

主治医による食事せんに基づき必要とされる療養食を提供した場合に加算されま  
す。

・看取り介護加算（Ⅰ）

常勤の看護師を配置し、24 時間の連絡体制を確保し、看取りに関する指針を作成  
し、職員研修を行っている場合において、医師により、医学的見地から回復の見込  
みがないと判断された入居者に対し、看取り介護を行った場合に加算されます。

・介護職員処遇改善加算

この加算は、介護職員の賃金の改善等を実施しているとして県知事に届け出た介  
護サービス事業所が算定します。

・介護職員等特定処遇改善加算

この加算は、技能・経験を有する介護職員等への手厚い賃金改善等を実施してい  
るとして県知事に届け出た介護サービス事業所が算定します。

・介護職員等ベースアップ等支援加算

この加算は、介護職員等のベースアップを主とした賃金改善を実施しているとし  
て県知事に届け出た介護サービス事業所が算定します。

(3) その他の料金

居住費、食費、日常消耗品費、理美容代（希望者）、その他で全額利用者負担になり  
ます。

① 居住費（ユニット型個室）	2,200 円/日
*ただし、介護保険負担限度額認定証の提示があった場合には、当該認定証に記載さ れている額です。	
② 外泊時居住費（入院等により外泊した場合の負担額）	
*負担限度額認定により以下の通りとなります	
利用者負担第 1 段階	620 円/日
利用者負担第 2 段階	620 円/日
利用者負担第 3 段階	1,240 円/日
利用者負担第 4 段階（課税世帯）	1,490 円/日
② 食費（1 日あたり）	1,600 円/日
*ただし、介護保険負担限度額認定証の提示があった場合には、当該認定証に記載さ れている額です。	
④ 日常消耗品費	150 円/日

*室内及びリビング等で使用するティッシュペーパー、ウェットティッシュ、シャンプー、ボディーシャンプー、口腔清潔用品、洗濯用品等です。(ご家族でご用意いただくこともできます)	
⑤ 行事・クラブ活動参加費 (希望者)	実費
⑥ 行政手続き代行費 (希望者)	実費
⑦ 預り金等管理費 (希望者)	50 円/日
*預り金等管理事務委託契約を締結し、預貯金通帳、印鑑及び年金証書等の保管、預貯金の預入・引出等を依頼した場合。	
⑧ お小遣い管理費 (希望者)	20 円/日
*お小遣い管理依頼書を提出し、お小遣いの保管および出し入れを依頼された場合。	
⑨ 居室テレビ視聴費用 (希望者)	10 円/日
*居室にテレビを持ち込みご覧いただく場合の電気代相当額。	
⑩ 理美容代 (希望者)	実費
*カット、仕上げ付カット、パーマ、ヘアマニキュアなど	
⑪ その他	実費
*入居者の希望によって施設が提供する教養娯楽に要する費用、インフルエンザ予防接種に係る費用など。	

### (3) 支払方法

毎月、15日までに前月分の利用料金を請求しますので、金融機関の口座振替によりお支払いください。振替確認後、領収証を発行します。

### (4) 利用料金の変更

介護保険法の改正等により利用料金に変更になる場合は、事前に入居者又はその家族に説明し、同意を得ます。

### (5) 入居者負担の軽減制度

低所得の方を対象として、市町村（保険者）によっては独自に入居者負担の軽減を行っています。また、社会福祉法人草加松原会では、低所得で生計が困難である方が対象の、「社会福祉法人による利用者負担軽減制度」をご利用いただけます。詳しくは、生活相談員にお尋ねください。

## 5 入退居の手続

### (1) 入居手続

- ① 優先入居申込書を提出していただきます。
- ② 居宅介護支援事業所に「居宅サービス計画」の作成を依頼し、介護保険の居宅サービスを利用されている場合には、事前に担当の介護支援専門員にご相談ください。

③ 入居と同時に利用契約を結び、サービスの提供を開始します。

## (2) 退居手続

① 入居者の都合で退居される場合、退居を希望する日の7日前までにお申し出ください。

② 入居者の要介護認定区分が、非該当（自立）、要支援1、要支援2、要介護1又は要介護2と認定された場合、所定の期間の経過をもって退居していただきます。ただし、特例入所に該当すると認められた方は、この限りではありません。

### ③ 自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービス提供を終了いたします。

(ア) 入居者が他の介護保険施設に入所された場合・・・その翌日

(イ) 入居者が死亡された場合・・・・・・・・・・その翌日

### ④ その他

次の各号に掲げる事由に該当した場合、入居者に対して、30日間の予告期間において文書で通知することにより、サービス提供を終了します。

(ア) 入居者が、サービス利用料金の支払いが正当な理由なく3か月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず、その催告の日から15日間以内に支払われない場合

(イ) 入居者が病院又は診療所に入院し、明らかに3か月以内に退院できる見込みがない場合又は入院後3か月を経過しても退院できないことが明らかになった場合

(ウ) 入居者又はその家族等が、事業者若しくは従業者又は他の入居者に対して、本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合

(エ) やむを得ない事情により、施設を閉鎖又は縮小する場合

## 6 施設利用の留意事項

当施設の利用にあたって、施設に入居されているご入居者の共同生活の場としての快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

### (1) 持ち込みについて

火器・刃物等の危険物につきましては持ち込みをご遠慮していただいております。また、食べ物の持ち込みに関して制限はございませんが、健康・衛生管理のため、必ず職員までお知らせください。

### (2) 面会

【面会時間】8:00～20:00（緊急やむを得ない場合を除く）

ご面会を希望される場合は、1階事務所窓口にて入居者訪問表にご記入願います。

※感染症等の拡大防止の観点から、直接の面会を一部制限する場合があります。

### (3) 外出・外泊

外出・外泊は自由ですが、食事の調整や、薬の準備等がございますので必ず事前にお申し出ください。また、体調不良等により中止をお願いする場合がございます。

#### (4) 金品等について

金品等の持ち込みは、入居者の責任の範囲内をお願いします。施設では紛失等の責任は負いかねますので、予めご了承ください。

#### (5) 施設・設備の使用上の注意

- ① 居室及び共用設備等、施設をその本来の用途に従ってご利用下さい。
- ② 故意に、またはわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、設備、備品等を壊したり、汚したりした場合には、入居者の自己負担により原状に復していただくか、または、相当の代価をお支払いしていただく場合がございます。
- ③ 入居者に対するサービスの実施及び安全・衛生等の管理上の必要が認められる場合には、ご入居者の居室内に立ち入り必要な措置を取ることが出来るものとします。但し、その場合、入居者のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。
- ④ 当施設の職員や他の入居者に対し迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動などを行うことは出来ません。

### 7 秘密の保持

- (1) 職員に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員である期間及び職員でなくなった場合においても、その秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とします。
- (2) 利用者又は家族の個人情報については、あらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等でその個人情報を用いません。また、あらかじめ文書で同意を得た場合でも必要最小限の利用に努めます。
- (3) 利用者又はその家族の個人情報について、「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取扱いに努めます。

### 8 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族に連絡するとともに、必要な措置を講じ再発防止に努めます。また、サービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償いたします。

## 9 緊急時の対応方法

入居者に容体の変化等があった場合は、医師に連絡する等必要な処置を講ずるほか、家族に速やかに連絡します。

緊急連絡先①	
氏 名	
住 所	
電話番号	
続 柄	

  

緊急連絡先②	
氏 名	
住 所	
電話番号	
続 柄	

## 10 施設が提供するサービスについての相談窓口

施設が提供するサービスに関することにつきまして担当しますので、何なりとお申し出ください。

担当           生活相談員                   矢守 盟子、豊田 昌賢  
                  介護支援専門員           大垣 剛  
電 話   048-930-0707  
F A X   048-930-0772

## 11 苦情等の窓口

### (1) 当施設の苦情等の窓口（お客様苦情窓口）

当施設のサービスに関する苦情、意見、要望等につきましては、次の苦情受付担当者、第三者委員、苦情解決責任者のいずれかにお申し出ください。お申し出は、電話、FAX、郵送、口頭等をお願いします。

#### 〔苦情受付担当者〕

生活支援課	主任	吹谷 香織
生活支援課	介護支援専門員	大垣 剛
在宅支援課	短期入所担当	内藤 奈津美
在宅支援課	主任	西谷 典子
新田西部地域包括支援センター担当		種谷 七恵
総務課	リーダー	武田 圭子

#### 〔第三者委員〕

介護支援専門員	加藤 ひさ枝 氏
電話	090-4006-4632
元民生委員	坂田 法子 氏
電話	048-931-5553

#### 〔苦情解決責任者〕

施設長	古海 薫
電話	048-930-0707
FAX	048-930-0772
E-mail	info@q-village.jp

### (2) その他の苦情等の窓口

草加市健康推進部 地域介護課	電話 048-922-1421 FAX 048-922-3279
越谷市福祉部 介護保険課	電話 048-963-9305 FAX 048-965-3289
八潮市健康福祉部 長寿介護課	電話 048-996-2829 FAX 048-997-5445
埼玉県国民健康保険団体連合会	電話 048-824-2568 FAX 048-824-2561

## 特別養護老人ホームクォーターヴィレッジ 料金表

別紙

【費用額(10割分)の計算方法】 <1単位の単価=10.45円>  
 ・費用額=合計単位数×10.45円(1単位の単価)(1円未満切捨て)  
 【費用額(1割負担の場合)の計算方法】  
 ・利用者負担額=費用額-(費用額×0.9(1円未満切り捨て))

令和6年8月1日

※介護保険負担割合証に記載された割合に応じた額で計算します。

基本サービス費(1日当り)	単位数	費用額(円)	利用者負担額(円)		
			1割	2割	3割
要介護1	670	7,001	701	1,401	2,101
要介護2	740	7,733	774	1,547	2,320
要介護3	815	8,516	852	1,704	2,555
要介護4	886	9,258	926	1,852	2,778
要介護5	955	9,979	998	1,996	2,994

主な加算(1日当り)	単位数	費用額(円)	利用者負担額(円)		
			1割	2割	3割
日常生活継続支援加算	46	480	48	96	144
看護体制加算(Ⅰ)	4	41	5	9	13
看護体制加算(Ⅱ)	8	83	9	17	25
夜勤職員配置加算(Ⅱ)	18	188	19	38	57
個別機能訓練加算(Ⅰ)	12	125	13	25	38
個別機能訓練加算(Ⅱ)(1月につき)	20	209	21	42	63
精神科医療養指導加算	5	52	6	11	16
療養食加算(医師の指示があった場合のみ1食につき)	6	62	7	13	19
初期加算(入居後30日に限り算定)	30	313	32	63	94
外泊時費用(サービス費に代えて月6日間を限度に算定)	246	2,570	257	514	771
褥瘡マネジメント加算Ⅰ(1月につき)	3	31	4	7	10
排せつ支援加算Ⅰ(1月につき)	10	104	11	21	32
科学的介護推進体制加算Ⅰ(1月につき)	40	418	42	84	126
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	介護報酬総単位数に14.0%を乗じた単位数をもとに計算した額。				

介護サービス1月(30日)当りの概算費用	合計単位数	費用額(円)	利用者負担額(円)		
			1割	2割	3割
要介護1	26,178	273,560	27,356	54,712	82,068
要介護2	28,572	298,577	29,858	59,716	89,574
要介護3	31,137	325,381	32,539	65,077	97,615
要介護4	33,565	350,754	35,076	70,151	105,227
要介護5	35,925	375,416	37,542	75,084	112,625

※上記介護度別・負担割合別に応じた費用と、下記段階別食費及び居住費の合計が費用となります。

食費、居住費、その他主な費用	介護保険負担限度額認定証の提示があった場合には、当該認定証に記載されている額が1日当りの上限となります。				
	1日の額(基準)	第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②
食費	1,600	300	390	650	1,360
居住費	2,200	880	880	1,370	1,370
日常消耗品費			150		
お小遣い管理費用(希望者)			20		
居室内テレビ視聴費用(希望者)			10		
1日の合計	3,980	1,360	1,450	2,200	2,910
1ヶ月(30日)の合計	119,400	40,800	43,500	66,000	87,300

介護老人福祉施設サービスの提供にあたり、入居者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

令和 年 月 日

【事業者】	所在地	埼玉県草加市柿木町 1084 番
	事業者名	社会福祉法人 草加松原会
	代表者氏名	理事長 古海 薫 ⑩
【事業所】	所在地	埼玉県草加市柿木町 1084 番
	事業所名	特別養護老人ホームクォーターヴィレッジ
	説明者	職 名 生活相談員
		氏 名 矢守 盟子 ⑩
		豊田 昌賢 ⑩

私は、契約書および本書面により、事業者から介護老人福祉施設サービスについての重要事項の説明を受け、同意しました。

令和 年 月 日

【入居者】	住 所	
	氏 名	⑩

【代理人】	住 所	
	氏 名	⑩

入居者との関係